

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、被保険者の雇用を在籍型出向により維持するため、被保険者を送り出す事業主及び当該被保険者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース奨励金）について、その期限を延長するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- 令和6年12月17日に創設した産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース奨励金）については、出向先事業所において従事する期間（以下「出向期間」という。）を令和6年12月17日から令和7年12月31日までの間とする出向契約を締結し、1か月以上1年以下とする在籍型出向を実施した場合に支給対象としている。

今般、七尾公共職業安定所及び輪島公共職業安定所の管轄区域の状況等を踏まえ、支給対象となる出向期間を1年延長し、1か月以上2年以下とする措置を講ずる。

なお、当該出向期間の末日が令和8年12月31日よりも後にあるものについては、令和8年12月31日までの期間を助成対象とする。

- その他所要の規定の整備を行う。

【現行制度の概要】

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元事業主及び出向先事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成する。

（支給額）

	中小企業	中小企業以外
助成率	4 / 5	2 / 3
上限額	8,870円 / 1人1日当たり	
支給対象期間	1か月～1年間	

3. 根拠条項

- 雇用保険法第62条第1項及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日 令和7年12月下旬（予定）
- 施行期日 公布日